

# 学 則

## 第 一 章 総 則

(目的)

第1条 本校は、豊かな人間性を養い、有能にして広く社会の要請に応え得る医療関係の専門技術者を養成するとともに、外国の若者に対する日本語教育を通じ、日本の伝統や文化に対する理解を深め、相互の国際交流に寄与することを目的とする。

(自己点検、自己評価)

第1条 2 本学は、その教育の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育活動等の状況について自ら点検・及び評価を行うものとする。

3 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(名称)

第2条 本校は、阪奈中央リハビリテーション専門学校と称する。

(位置)

第3条 本校は、大阪府四條畷市田原台6丁目2番1号および大阪府四條畷市田原台6丁目4番43号に設置する。

## 第 二 章 課 程 ・ 学 科 ・ 修 業 年 限 ・ 定 員 並 び に 休 業 日

(課程・学科・修業年限等)

第4条 本校の課程・学科・修業年限および定員は次のとおりとする。

課 程	学 科				修業年限	入学定員	総定員	備 考
医療専門 課程	理学療法学科				3年	40名	120名	全日制
	作業療法学科				3年	40名	120名	
文化教養 課程	日本 語科	進学2年 コース	第一部	2クラス	2年	15名	100名	4月生
		進学1年 6か月コース	第一部	2クラス	1年6か月	20名		10月生
		進学1年 コース	第二部	1クラス	1年	15名		4月生
		一般1年 コース	第二部	1クラス	1年	15名		10月生

(在学年限)

第5条 学生は、前条の規定に定められた修業年限の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。但し、文化教養課程の在学年限は修業年限とする。

(学年・学期)

第6条 本校の医療専門課程は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。文化教養課程進学2年コースは4月1日に始まり、翌翌年3月31日に終わる。進学1年6か月コースは10月1日に始まり、翌翌年3月31日に終わる。進学1年コースは4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。一般1年コースは10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

- 2 ①医療専門課程  
 学年を分けて、前期・後期の二期とする。  
 前期 4月1日から9月30日まで  
 後期 10月1日から翌年3月31日まで
- ②文化教養課程  
 コースを分けて、第1学期から第4学期とする。

	4月生	10月生
第1学期	4月中旬から6月中旬まで	10月上旬から12月下旬まで
第2学期	6月下旬から9月中旬まで	1月上旬から3月中旬まで
第3学期	10月上旬から12月下旬まで	4月中旬から6月中旬まで
第4学期	1月上旬から3月中旬まで	6月下旬から9月中旬まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- ①土曜日・日曜日
- ②国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③学園記念日（創立記念日）
- ④季節休業日

医療専門課程

- 夏季休業日 5週間
- 冬季休業日 2週間
- 春季休業日 2週間

文化教養課程

- 夏季休業日 2週間
- 秋季休業日 3週間
- 冬季休業日 2週間
- 春季休業日 3週間

- 2 学校長は、必要により前項の休業日を変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか臨時に休業を必要とする場合は、学校長がその都度定める。

### 第三章 入学・転入学・休学・復学・退学・除籍及び賞罰

(入学資格)

- 第8条 医療専門課程における入学資格について、本校医療専門課程に入学できるものは、次のとおりとする。
- 学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学できる者
- 2 文化教養課程における入学資格について、原則として、在留資格留学により本校文化教養課程に入学できるものは、次のとおりとする。
    - ①12年以上の学校教育もしくはそれに準ずる課程を修了している者又は修了する見込みのある者。
    - ②年齢が18才以上の者。
    - ③正当な手続によって日本国への入国を許可された者、又は許可される見込みのある者。

- ④信頼のおける財政保証兼身元保証人を有する者。
  - ⑤日本語を150時間以上履修済もしくは申請 期間中に履修完了の予定があり、日本語能力試験N5程度以上の日本語能力がある者。
- 3 在留資格に問題がない者の本校への入学資格は、入国管理局で定められた前記の条件に限らず、入国管理局より在留資格に問題がないと認められた者は、校長は入学を許可することができる。

(入学の時期)

- 第9条 本校医療専門課程の入学時期は毎年4月とする。
- 2 本校文化教養課程の入学は年2回とし、その時期は、4月及び10月とする。

(転入学・転科)

- 第10条 医療専門課程において、他の理学療法士もしくは作業療法士養成施設等を1年以上履修した者で、本校に転入学を志望する者があるときは、学校長は、欠員のある場合に限り選考の上、相当年次に転入学を許可することができる。
- 2 前項の規定により転入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い、並びに在学すべき年数については、学校長が決定する。
- 3 転科は認めない。
- 4 文化教養課程において、本校に転入学を志望する者がある時には、学校長は欠員のある場合に限り選考の上、相当年次に転入学を許可することができる。

(入学の出願)

- 第11条 医療専門課程における入学の出願は次のとおりとする。
- 本校に入学又は転入学を志願する者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、別に定める入学検定料及び書類を添えて指定の期日までに願出しなければならない。
- 2 文化教養課程における入学の出願は次のとおりとする。
- ①直接来校による出願（予約をしてから提出書類と旅券を持参すること）
  - ②代理人来校による出願（予約をしてから代理人の方が、提出書類を持参すること。代理人として認められるのは原則、経費支弁者である。もし、その他の方が申請される場合は、志願者本人もしくは経費支弁者の委任状を添付のこと。）
  - ③郵送による出願（提携事務所のない国で、日本に代理人がない場合は、郵送による出願に応じる。この場合、Email <info@hanna-reha.ac.jp>で本校に連絡し、書類の事前審査を受けた後、書類を本校に送付すること。事前審査に合格した方の出願のみ受け付けることとする。）
  - ④本校提携事務所での出願（現地に提携事務所がある場合は、現地での試験日・提携事務所を案内する。Email<info@hanna-reha.ac.jp>または電話で相談があれば、本校提携事務所で、面接をインターネットで行う場合がある。審査に合格した方の出願のみ受け付けることとする。）

(入学者の選考)

- 第12条 医療専門課程における入学者の選考は、推薦入学及び一般入学とする。
- 文化教養課程における入学者の選考は、一般入学とする。
- 2 推薦入学者の選考は、学科試験・面接試験及び出身学校長等の推薦状、調査書により、学校長の許可を経て入学者を決定する。
- 3 医療専門課程における一般入学者の選考は、学科試験・面接試験及び出身学

校長等の調査書により、学校長の許可を経て入学者を決定する。

- 4 文化教養課程における一般入学者の選考は、次のとおりとする。
- ①選考は出願書類の審査と本国での本人及び経費支弁者との面接試験によって行う。
  - ②面接試験は、本校の海外提携事務所またはインターネットにて行う。
  - ③本校が適当と認めた時には、出願書類の審査で選考する場合がある。

(入学手続き及び入学許可)

第13条 第10条及び12条の選考により合格した者は、所定の書類に医療専門課程においては「別表3」、文化教養課程においては「別表4」に定める入学金等を添えて指定期日までに手続きをしなければならない。

- 2 学校長は、前項の手続きを完了した者に対して入学又は転入学を許可する。

(休学・復学)

第14条 医療専門課程における休学・復学については次のとおりとする。

①病気その他やむを得ない理由で3ヶ月以上休学しようとする者は、保証人が連署した休学願いに、診断書等必要な書類を添えて学校長に提出し、その許可を得てその学期又は、学年に限り休学することができる。

②学校長は、病気その他の理由により就学することが不相当と認められる者に対し、休学を命ずることができる。

③休学期間は、引き続き1年を超えることはできない。ただし、学校長が特別の理由があると認めるときは、さらに1年以内の期間に限って休学を許可することができる。

④休学期間は、在学期間に算入しない。

⑤休学期間中にその理由が消滅した場合は、復学の許可を願い出ることができる。

⑥復学しようとする者は、保証人連署のうえ復学願を提出し、学校長の承認を受けなければならない。

- 2 文化教養課程における休学・復学については次のとおりとする。

①病気その他やむを得ない理由で継続して14日以上休学しようとする者は、経費支弁者が連署した休学願いに、診断書等必要な書類を添えて学校長に提出し、その許可を得てその学期又は、学年に限り休学することができる。

②学校長は、病気その他の理由により就学することが不相当と認められる者に対し、休学を命ずることができる。

③休学期間は、引き続き6ヶ月を超えることはできない。ただし、学校長が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

④継続して3ヶ月以上休学しようとする者は、休学期間中は、日本国内に滞在してはならない。但し、学校長が特に認めた場合はこの限りでない。

⑤休学期間は、在学期間に算入しない。

⑥休学期間中にその理由が消滅した場合は、復学の許可を願い出ることができる。

⑦復学しようとする者は、経費支弁者連署のうえ復学願を提出し、学校長の承認を受けなければならない。

(退学)

第15条 医療専門課程における退学については次のとおりとする。

退学しようとする者は、理由を記し、保証人連署のうえ退学願いを学校長に提出し許可を受けなければならない。

- 2 文化教養課程における退学については次のとおりとする。

退学しようとする者は、理由を記し、経費支弁者連署のうえ退学願いを学校長に提出し許可を受けなければならない。

(転学・編入学)

第 16 条 医療専門課程における転学・編入学については、本校学生が、他の理学療法士養成施設及び作業療法士養成施設等に転学・編入学を希望するときは、理由を記した書類を添えて学校長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第 17 条 学校長は、次の各号のいずれかに該当する者を運営会議の議を経て除籍することができる。

- ①死亡の届け出のあった者
- ②行方不明の届け出のあった者
- ③授業料を納期までに納入せず、かつ督促しても納入しない者
- ④日本の在留資格を失った者

(表彰)

第 18 条 学校長は、運営会議の議を経て、表彰に値する行為を行った者を表彰することができる。

(懲戒)

第 19 条 学校長は、本校の規則又は学生の本分に反する行為があった者に対して運営会議の議を経て懲戒することができる。

- 2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。
- 3 停学が引き続き 3 ヶ月以上にわたるときは、その期間は在学期間に算入しない。
- 4 退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
  - ①正当な理由がなく欠席が長期にわたる者
  - ②成業の見込みがないと認められる者
  - ③学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

## 第 四 章 教 育 課 程

(授業科目及び単位数)

第 20 条 医療専門課程における授業科目は、基礎分野、専門基礎分野及び専門分野に分け全科目履修しなければならない。

- 2 医療専門課程における授業科目の単位数および時間数は次のとおりとする。  
理学療法学科：別表 1 のとおり  
作業療法学科：別表 2 のとおり
- 3 文化教養課程における履修科目及び授業時間数は次のとおりとする。  
日本語科：別表 5 のとおり

(単位の計算方法)

第 21 条 医療専門課程における授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成し、次の基準により計算するものとする。

- 2 講義、演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で定める授業をもって 1 単位とする。
- 3 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で定める授業をもって 1 単位とする。
- 4 臨床実習については、45 時間の授業をもって 1 単位とする。

(既修得単位の認定)

第 22 条 医療専門課程における大学、高等専門学校、養成施設等に在学していた者については、既修得単위가当該科目の認定要件を満たしていれば、単位の認定を受けることができる。

(授業科目の評価及び単位の認定)

第 23 条 医療専門課程における授業科目の評価及び単位の認定は次のとおりとする。

- ①授業科目の評価は、試験・出席状況・学習状況・学習報告等によって行う。
- ②授業科目については、随時試験を行い履修の認定を行う。
- ③病気その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかつた者又は不合格の者については、追試験又は再試験及び再実習を行うことができる。
- ④出席時間数が授業時間数の3分の2に達しない者は、科目についての評価を受ける資格を失う。ただし、臨床実習については、規定時間の履修を原則とする。
- ⑤臨床実習の評価は、実習内容・実習記録等によって行う。
- ⑥臨床実習の履修の認定は、実習終了時に行う。
- ⑦評価は100点を満点とし60点以上を合格とする。合格した者には単位の認定を行う。

2 文化教養課程における授業科目の評価及び単位の認定は次のとおりとする。  
学習の評価は、各学期末に行われる期末試験の成績、学期毎の出席状況、授業態度を総合的に判断して評価され、各学期末の個人の成績表に記録され手渡される。進級の可否は学期開始日に発表される。

(始業時間及び終業時間)

第 24 条 本校の医療専門課程における始業時間及び終業時間は、次のとおりとする。

- ①医療専門課程 始業時間：9時00分／終業時間：16時10分
- ②臨床実習については、別に定める。

2 文化教養課程における始業時間及び終業時間は、次のとおりとする。

	始業時間～終業時間		始業時間～終業時間
第一部	09：00～09：45	第二部	13：15～14：00
	09：55～10：40		14：10～14：55
	10：50～11：35		15：05～15：50
	11：45～12：30		16：00～16：45

## 第五章 卒業等

(卒業の認定)

第 25 条 医療専門課程における卒業の認定は次のとおりとする。

- ①学校長は、所定の科目の単位認定を受けた者について、運営会議の議を経て卒業の認定を行う。
- ②卒業の認定を受けた者には、文部科学大臣による告示により専門士（医療専門課程）の称号を付与する。
- ③学科長は、卒業を認定したものに対し本校所定の卒業証書を授与する。
- ④本校を卒業した者には、次の国家試験受験資格が与えられる。

理学療法学科：理学療法士国家試験受験資格  
作業療法学科：作業療法士国家試験受験資格

2 文化教養課程における卒業の認定は次のとおりとする。

- ①学校長は、第6条で定められた各学期について第23条に定める学習の評価を行い、総合して一定の評価を受けた者に対して当該コースの修了を認定する。
- ②学校長は、所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与し、本コースが定める一定の履修を終えた者に対して、受講証を発行する。

## 第六章 健康管理

(健康管理)

第26条 学校長は、学生に対して1年に1回以上の健康診断を実施する。

## 第七章 入学金及び授業料等

(納付金)

第27条 医療専門課程における入学金及び授業料等については、「別表3」のとおりとする。

2 文化教養課程における入学金及び授業料等については、「別表4」のとおりとする。

(納入の時期)

第28条 入学試験に合格した者は、第13条の手続きにあたって、入学金・授業料・施設設備維持費・実験実習費を納入しなければならない。

2 医療専門課程における納入の時期は「別表3」のとおりとする。

授業料・施設設備維持費・実験実習費については、これを前期分、後期分に分け、次の期日までの年2回に分納することができる。

前期分：毎年3月31日まで

後期分：毎年9月30日まで

いったん納入した入学金及び授業料等は、原則として返還しない。

3 文化教養課程における納入の時期は「別表4」のとおりとする。

授業料については、これを前期分、後期分に分け、次の期日までの年2回に分納することができる。

いったん納入した入学金及び授業料等は、原則として返還しない。

ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。

(1) 入学する年度以前(4月入学の場合は3月31日、10月入学の場合は9月30日)に入学を辞退した場合において、既に納入している授業料、その他納付金

(2) 損害賠償額の予定または違約金の定めのある性質を有する授業料等の平均的な損害を超えた部分

(3) 前項の手続きをする場合には、次の必要書類のうち、必要とされるものを本学に提出または提示するものとする。

① 納付金の領収書

② 事情説明会

③ 未使用の「在留資格認定証明書」

④ パスポート

⑤ その他、本学が必要と判断し、提出又は提示を求めたもの

注：必要書類がそろっていない場合や事情説明書の内容が十分でない場合には、納付金を返還できないこともある。

## 第八章 学生寮の管理運営

(入寮及び退寮)

第29条 学校長は、学生寮に入寮を希望する女子学生について選考のうえ許可する。

2 前項の規定により学生寮に入寮を許可された学生(以下「寮生」という。)は、

学生の身分を失ったときは、速やかに退寮しなければならない。

- 3 学校長は、寮生に学生寮の共同生活を著しく乱す行為があり、又は存寮が不適當であると認める場合は、当該寄宿生に退寮を命ずることができる。

(学生寮の管理運営)

第 30 条 前条に定めるもののほか、学生寮の管理運営に関する規則は、学校長が定める。

## 第九章 教職員組織

(教職員)

第 31 条 本校に次の教職員をおく。

学校長 1 名

医療専門課程

学科長 2 名

専任教員 10 名以上

講師 20 名以上

事務職員 2 名以上

校医 1 名

文化教養課程

主任教員 1 名

専任教員 2 名以上

講師 2 名以上

事務職員 2 名以上

- 2 教職員の職務は、別に定める組織及び業務基準による。

## 第十章 学校運営

(学校運営)

第 32 条 本校の運営のため運営会議の他、各種会議を設ける。

- 2 運営会議の他、各種会議の規定は別に定める。

## 第十一章 雑 則

(細則)

第 33 条 本学則施行に際し必要な細則は、別に定める。

(学則の改廃)

第 34 条 本学則の改廃は、学校長が発議し、評議員会の議決を得て理事会が行う。

## 付 則

- 1 本学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本改正学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 本改正学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 本改正学則は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。
- 5 本改正学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 本改正学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 本改正学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 本改正学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 本改正学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

- 10 本改正学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 11 本改正学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 12 本改正学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 13 本改正学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 14 本改正学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 15 本改正学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 16 本改正学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

[別表1-1]

理学療法学科 教育課程 (2019年度以前入学者対象)

科 目	実施時間		単 位		1 年 次				2 年 次				3 年 次				卒業必要 単位数		
	講義	演習 実習	講義	演習 実習	前 期		後 期		前 期		後 期		前 期		後 期				
					時間	単 位	時間	単 位	時間	単 位	時間	単 位	時間	単 位	時間	単 位			
基礎分野 科学的思考の 基盤 人間と生活 (14 単位)	教育学	15		1		15	1												
	心理学	30		2		30	2												
	物理学	15		1		15	1												
	情報処理学	15		1		15	1												
	統計学	15		1		15	1												
	人間工学	30		2		30	2												
	医学英語	30		2		30	2												
	保健体育		30		1		30	1											
	公衆衛生学	15		1		15	1												
	コミュニケーション学	30		2		30	2												
小 計	195	30	13	1	225	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
専門基礎分野 人体の 構造と機能 及び 心身の発達 (12 単位)	解剖学 I	45		1		45	1												
	解剖学 II	45		1			45	1											
	解剖学 III	30		1		30	1												
	解剖学 IV	30		1			30	1											
	生理学 I	30		1		30	1												
	生理学 II	30		1		30	1												
	生理学 III	30		1			30	1											
	生理学 IV	30		1			30	1											
	基礎運動学 I	45		1		45	1												
	基礎運動学 II	60		2			60	2											
	人間発達学	30		1					30	1									
	小 計	405	0	12	0	180	5	195	6	30	1	0	0	0	0	0	0	0	0
専門基礎分野 疾病と傷害の 成り立ち 及び 回復過程の 促進 (12 単位)	病理学	30		1				30	1										
	内科学 I	30		1					30	1									
	内科学 II	30		1						30	1								
	神経内科学 I	30		1						30	1								
	神経内科学 II	30		1							30	1							
	外科学	15		1							15	1							
	脳神経外科学	15		1							15	1							
	整形外科 I	30		1					30	1									
	整形外科 II	30		1							30	1							
	精神医学	30		1						30	1								
	小児科学	15		1						15	1								
	臨床心理学	15		1						15	1								
小 計	300	0	12	0	0	0	30	1	150	6	120	5	0	0	0	0	0	0	
保健医療福祉と リハビリテーション理念 (4 単位)	リハビリテーション I	30		1		30	1												
	リハビリテーション II	15		1			15	1											
	リハビリテーション III	15		1				15	1										
	社会福祉概論	15		1				15	1										
小 計	75	0	4	0	30	1	30	2	15	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
専門基礎分野 基礎理学 療法学 (10 単位)	理学療法概論	30		1		30	1												
	臨床運動学 I		30		1				30	1									
	臨床運動学 II		30		1					30	1								
	動作分析学		30		1						30	1							
	理学療法障害学	30		1				30	1										
	理学療法研究概論	15		1									15	1					
	実習演習		60		2								30	1	30	1			
	基礎理学療法学	90		2									45	1	45	1			
	小 計	75	240	3	7	30	1	30	1	60	2	30	1	90	3	75	2		
	専門基礎分野 理学療法 評価学 (9 単位)	理学療法評価学 I	30	45	1	1	75	2											
理学療法評価学 II		30	45	1	1		75	2											
理学療法評価学 III		30	45	1	1			75	2										
理学療法評価学演習 I		30		1			30	1											
理学療法評価学演習 II A		45		1					45	1									
理学療法評価学演習 II B		45		1						45	1								
小 計		90	255	3	6	75	2	105	3	120	3	45	1	0	0	0	0	0	0
専門基礎分野 理学療法 治療学 (20 単位)	運動療法学	15	30	1	1			45	2										
	物理療法学 I	30		1		30	1												
	物理療法学 II	30	30	1	1			60	2										
	義肢装具学 I	45		2					45	2									
	義肢装具学 II	15		1							15	1							
	日常生活動作学 I	30		1				30	1										
	日常生活動作学 II	30		1							30	1							
	理学療法治療各論 I A	30		1						30	1								
	理学療法治療各論 I B		30		1							30	1						
	理学療法治療各論 II	15	30	1	1							45	2						
	理学療法治療各論 III	30		1								30	1						
	理学療法治療各論 IV	30		1								30	1						
	理学療法治療各論 V	30		1						30	1								
	理学療法治療各論 VI A	30		1								30	1						
	理学療法治療各論 VI B	30		1								30	1						
	理学療法治療各論 VII	15		1								15	1						
	小 計	285	240	12	8	30	1	135	5	105	4	255	10	0	0	0	0	0	0
専門基礎分野 地域理学 療法学 (4 単位)	生活環境論	15		1							15	1							
	リハビリテーション機器	15		1									15	1					
	地域理学療法学	15		1									15	1					
	地域サービス技術論	15		1									15	1					
小 計	60	0	4	0	0	0	0	0	0	0	15	1	45	3	0	0	0	0	
専門基礎分野 臨床実習 (18 単位)	観察実習		45		1			45	1										
	検査測定実習		45		1				45	1									
	評価実習		180		4					180	4								
	治療実習 I		300		6							300	6						
	治療実習 II		300		6								300	6					
小 計	0	870	0	18	0	0	45	1	45	1	180	4	300	6	300	6			
合 計	1485	1635	63	40	570	24	570	19	525	18	645	22	435	12	375	8			103 単位







## 入学金及び授業料等

(医療専門課程)

区 分	金 額	納 期
入 学 金	300,000 円	入学手続き時に納入
授 業 料 (年 額)	760,000 円 * I 期 380,000 円	前期分：毎年 3 月 31 日までに納入 ----- 後期分：毎年 9 月 30 日までに納入
施設設備維持費 (年 額)	1 年次～3 年次 240,000 円 * I 期 120,000 円	前期分：毎年 3 月 31 日までに納入 ----- 後期分：毎年 9 月 30 日までに納入
実験実習費 (年 額)	300,000 円 * I 期 150,000 円	前期分：毎年 3 月 31 日までに納入 ----- 後期分：毎年 9 月 30 日までに納入

注 　　ただし、入学時に関する授業料・施設設備維持費・実験実習費の前期分は、入学手続き時の指定期日に納入のこと。

## 入学金及び授業料等

(文化教養専門課程)

	項目	金額	支払時期
4月入学 (進学2年 コース)	入学金	40,000 円	3月下旬 ※査証発給後
	1年時授業料(半期分)	<u>325,000 円</u>	
	諸費用(1年分)	98,000 円	
	1年時授業料(半期分)	<u>325,000 円</u>	7月中旬
	2年時授業料(半期分)	<u>325,000 円</u>	2月初旬
諸費用(1年分)	98,000 円		
	2年時授業料(半期分)	<u>325,000 円</u>	7月中旬
10月入学 (進学1年 6か月コース)	項目	金額	支払時期
	入学金	40,000 円	9月下旬 ※査証発給後
	1年時授業料(半期分)	<u>325,000 円</u>	
	諸費用(1年分)	88,000 円	
2年時授業料(半期分)	<u>325,000 円</u>	2月初旬	
諸費用(1年分)	98,000 円		
	2年時授業料(半期分)	<u>325,000 円</u>	7月中旬
4月入学 (進学1年 コース)	項目	金額	支払時期
	入学金	40,000 円	3月下旬 ※査証発給後
	1年時授業料(半期分)	<u>325,000 円</u>	
諸費用(1年分)	98,000 円		
	1年時授業料(半期分)	<u>325,000 円</u>	7月中旬
10月入学 (一般1年 コース)	項目	金額	支払時期
	入学金	40,000 円	9月下旬 ※査証発給後
	1年時授業料(半期分)	<u>325,000 円</u>	
諸費用(1年分)	98,000 円		
	1年時授業料(半期分)	<u>325,000 円</u>	2月中旬

## 日本語科 履修科目及び授業時間数

履修科目					授業週数	1週当たり授業時間数	授業時間数合計	授業内容(概要)	
	進学 2年 コース	進学 1年6か月 コース	進学 1年 コース	一般 1年 コース					
初級 I	入学年度 4月～	入学年度 10月～			10週	20時間 (5日)	200時間	N5 レベルの初級の基礎的な文法などの習得。ひらがな、カタカナの読み書き、基礎的な漢字の習得。数、時間、単語の正確な書き取り。身の回りの単純な基本的会話ができる。	
初級 II	入学年度 7月～	入学年度 1月～			10週	20時間 (5日)	200時間	N4 レベルの初級の基礎的な文法などの習得。日常会話であれば支障なくでき、加えて意見や推論を述べるができる。また自身のことを伝える文章が書ける。	
初中級 I	入学年度 10月～	入学翌年度 4月～			入学年度 10月～	10週	20時間 (5日)	200時間	N3 レベルの文法などの習得。日常的な場面での会話ができ、まとまりのある文章を理解し、日本人とうまくコミュニケーションをとることができる。
初中級 II	入学年度 1月～	入学翌年度 7月～			入学年度 1月～	10週	20時間 (5日)	200時間	N3 レベルの文法、文章などの習得。日常的な場面や身近な社会問題について、会話ができる。
中級 I	入学翌年度 4月～	入学翌年度 10月～	入学年度 4月～	入学翌年度 4月～	10週	20時間 (5日)	200時間	N2 レベルの文法などの習得。関心のある話題について長文の内容把握と正確な情報の読み取り。論理的な文章が書ける。ナチュラルスピードで会話ができる。	
中級 II	入学翌年度 7月～	入学翌年度 1月～	入学年度 7月～	入学翌年度 7月～	10週	20時間 (5日)	200時間	N2 レベルの文法などの習得。長文の内容把握と正確な情報の読み取り。論理的な文章が書ける。一般的な話題について、ナチュラルスピードでやや複雑な会話ができる。	
上級 I	入学翌年度 10月～		入学年度 10月～		10週	20時間 (5日)	200時間	N1 レベルの文法などの習得。新聞・小説・論文・抽象度の高い長文が読める。幅広い場面において自然なスピードのまとまりのある会話やニュースなどを聞き、論理構成などを理解できる。複雑な話や交渉などができる。また、まとまりのあるスピーチや司会ができる。	
上級 II	入学翌年度 1月～		入学年度 1月～		10週	20時間 (5日)	200時間		